

青森県報

第四千四百十八号

平成三十年
二月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
（青少年・男女共同参画課）……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
（保健衛生課）……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
（同）……………二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定の辞退……………
（同）……………二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の指定の取消し……………
（同）……………三
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………
（高齢福祉課）……………三
- 保安林の指定予定……………
（林政課）……………三
- 右 同……………
（同）……………三
- 公共測量の終了……………
（監理課）……………四
- 右 同……………
（同）……………四
- 道路の区域の変更……………
（道路課）……………四
- 道路の供用の開始……………
（同）……………五
- 道路の指定……………
（建築住宅課）……………五

公 告

○ 特定非営利活動促進法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による公示……………
（県民生活文化課）……………六

教育委員会

○ 青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則……………
（生涯学習課）……………六

告 示

青森県告示第百三十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定番号 | 種別 | 名 称 | 発行者（製作者）名 | 該当条項 |
|------|----|--------------------------------|------------|-------------------|
| 二三五 | 書籍 | 実話ナックルズ 雑誌〇四八七―三 三月号 | ミリオン出版株式会社 | 第十二条第一項第一号及び第二号該当 |
| 二三六 | | 恋愛パラダイス 雑誌〇九六七―五―三 三月号 | 株式会社竹書房 | 第十二条第一項第一号該当 |
| 二三六 | | 裏モノ JAPAN 雑誌〇一八〇五―〇三 三月号 | 株式会社鉄人社 | 第十二条第一項第一号該当 |

青森県告示第百三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
| ハッピー調剤薬局青森三内店 | 青森市大字三内字玉作二の七二 | 平成 三〇・二・一 |
| 3丁目調剤薬局 | 弘前市大字大町三丁目六の二 | 〃 |
| 訪問看護ステーションユリカ | 青森市橋本二丁目一五の八 | 三〇・二・五 |

青森県告示第百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------|--------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
| ひかり内科クリニック | 八戸市青葉三丁目三一の五 | 平成 三〇・一・三 |

青森県告示第百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定医の 区分 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 担 当 科 名 | 指 定 日 |
|------------|---------|------------------|-------------------|----------|--------------|
| 難病指定 | 大久保 文 雄 | 国民健康保険南部町医療センター | 三戸郡南部町大字久井字白山八七の一 | 内科 | 平成 三〇・一・三 |
| 難病指定 | 松木 明彦 | 独立行政法人国立病院機構弘前病院 | 弘前市大字富野町一 | 消化器・血液内科 | 三〇・一・三〇 |
| 難病指定 | 齋藤 平佐 | 一般財団法人双仁会青森厚生病院 | 青森市大字新城一字山田四八八の一 | 呼吸器内科、内科 | 三〇・一・三三 |
| 難病指定 | 末吉 徳彦 | 公立野辺地病院 | 上北郡野辺地町字鳴沢九の一 | 内科 | 三〇・二・一 |

青森県告示第百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したため、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定医の 区分 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 担 当 科 名 | 指 定 日 |
|------------|-------|------------|--------------|---------|--------------|
| 難病指定 | 金田 泰一 | ひかり内科クリニック | 八戸市青葉三丁目三一の五 | 内科 | 平成 三〇・一・三 |

青森県告示第百三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|-------------|-------|--------------------|---------|---------------|------|----------|-------------|
| 区指定医の氏名 | 山形 宗久 | 主として指定難病の診断を行う医療機関 | 八戸赤十字病院 | 八戸市大字田面木字中明戸二 | 神経内科 | 担当する診療科名 | 指定期満了日 |
| 平成三十年二月二十八日 | | | | | | | 平成三十年二月二十八日 |

青森県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-------------|-------------|----------------|---------------|-------------|--------|
| 指定居宅介護支援事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | 指定期満了日 |
| 社会福祉法人 藤聖母園 | 青森市奥野三丁目七の一 | 特別養護老人ホーム弘前大清水 | 弘前市大字清原四丁目九の二 | 平成三十年二月二十八日 | |

青森県告示第百三十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
平川市葛川葛川出口八の一
 - 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
弘前市大字藍内字富田一八四の一・一八四の八四・一八五の四〇・一八五の五二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八五の四一から一八五の四四

まで、一八五の一六五、一八五の一六七

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

七戸町

二 測量の種類

公共測量(空中写真測量・写真地図作成)

三 測量の期間

平成二十九年九月七日から平成三十年一月二十四日まで

四 測量の地域

上北郡七戸町地内(七戸地区及び天間林地区)

青森県告示第百四十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量)

三 測量の期間

平成二十九年十月十六日から同年十二月二十日まで

四 測量の地域

十和田市大字洞内、三戸郡三戸町大字目時及び三戸郡南部町大字高橋

青森県告示第百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年三月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面 番号 | 道路 種類 | 路線名 | 変 更 の 区 間 | | 変 更 の 区 間 | | 備考 |
|----------|----------|--------------|--------------------------------------|---|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 県 道 | 青森環状野 内線 | 青森市大字野木字野尻六一の六から 青森市大字野木字野尻五五の五まで | 青森市大字野木字野尻六一の六から 青森市大字馬屋尻字清水流一三の一から 青森市大字馬屋尻字清水流一七〇の一まで | 後 | 前 | 敷地の幅員 敷地の延長 |
| 2 | 県 道 | 清水川滝沢 野内線 | 青森市大字野内字菊川三五の三から 青森市大字野内字菊川三五の六まで | 青森市大字野内字菊川三五の三から 青森市大字野内字菊川三五の六まで | 後 | 前 | 敷地の幅員 敷地の延長 |

青森県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年三月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始 の期 日 |
|----------------|---|-----------------|
| 県道青森環状野 内線 | 青森市大字野木字野尻六一の六から 青森市大字野木字野尻五五の五まで 青森市大字馬屋尻字清水流一三の一から 青森市大字馬屋尻字清水流一七〇の一まで | 平成三〇・二・二八 |
| 県道清水川滝沢 野内線 | 青森市大字野内字菊川三五の三から 青森市大字野内字菊川三五の六まで | 〃 |

| 路線 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|---------|--|-------|----|
| 県道五林平藤崎 | 北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三二二の一から 北津軽郡板柳町大字常海橋字俵元一八六まで | 〃 | 〃 |

青森県告示第百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区 間 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年月日 |
|---|----------------|--------------|---------------|
| 上北郡六ヶ所村大字倉内字石神二九から 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎一 六九の一までの一部 | 一五五・五九 メートル | 九・〇〇メー トル | 平成 三〇・二・二八 |

公 告

特定非営利活動促進法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による公示

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の有効期間の更新をしたので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人笑楽生

二 代表者の氏名

泉谷和宏

三 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町川倉宇田野二四

四 その他の事務所の所在地

なし

五 更新に係る有効期間

平成三十年三月二十六日から平成三十五年三月二十五日まで

教 育 委 員 会

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則

青森県立図書館運営規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 サービス活動点検・検討日 年間七日以内

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭